

## 高齢者の見守り活動に関する協定書

中央区（以下「甲」という。）と中央区新聞販売同業組合（以下「乙」という。）とは、高齢者の見守り活動の実施に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携を図り、積極的に高齢者の見守り活動を行うことにより、孤立死、孤独死等の発生を未然に防止し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを推進し、地域福祉の向上を図ることを目的とする。

### （対象地域）

第2条 本協定の対象地域は、甲の行政区域内とする。

### （連絡・通報）

第3条 乙は、日常業務に支障がない範囲内で、前条に規定する対象地域の高齢者に関して何らかの異変等を察知したときは、速やかに甲に連絡するものとする。ただし、生命の保護の観点から、緊急性があると判断したときは、警察署又は消防署に直接通報し、その後甲に連絡するよう努めるものとする。

2 前項の規定による連絡及び通報に係る費用については、乙の負担とする。

### （甲の対応）

第4条 甲は、前条の規定による乙からの連絡を受けたときは、遅滞なく関係機関と連携し、必要な対応をとるものとする。

### （免責）

第5条 乙は、第3条の規定による連絡及び通報を行った場合又は行わなかった場合においても、その後に生じた問題等について、その責任を負わないものとし、甲は同条に定める乙の連絡及び通報が乙の裁量により行われることに同意する。

### （個人情報の保護）

第6条 甲及び乙は、本協定の実施に当たり、個人情報の保護に配慮するとともに、本協定による活動上知り得た情報を関係機関以外の第三者に開示し、又は漏洩してはならない。本協定が終了した後も、同様とする。

### （期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも改廃の申入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （協議）

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議し、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年 8月 11日

甲 東京都中央区築地一丁目1番1号  
中央区  
中央区長 山本 泰人

乙 東京都中央区新富二丁目5番11号  
中央区新聞販売同業組合  
組合長 羽田 昌城